

【事例－17】

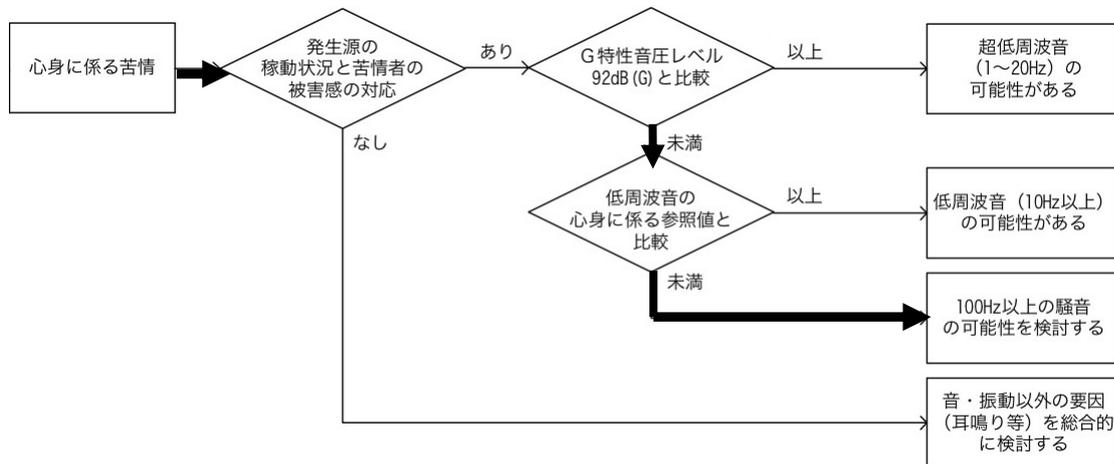
発生源 : 空調室外機
苦情内容 : 夜間、発生音が気になる
対策方法 : 施設と住民で対策・対応方法を検討

< 苦情対応の概要 >

隣接する施設から夜間に発生する音が気になるという訴えがあり、調査を行った。その結果、苦情者宅前と施設（室外機）の卓越周波数帯域が一致したが、苦情者宅における測定値は心身苦情参照値未満であった。しかし、現場確認時に苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容の対応がとれていたことから、室外機からの100Hz以上の騒音による苦情と判定された。対策方法を提案したが、施設と近隣住民との協議会で対策および対応を検討するとのことであった。その後苦情の申し立てがないため終了とした。

< 苦情対応の流れ >

低周波音問題の評価手順(心身に係る苦情)



<苦情対応>

申し立て内容 の把握

隣接する施設から夜間に発生する音が気になるという訴えが寄せられた。

- ・ 苦情者宅で苦情を申し立てている人数は1人で、苦情者宅以外に周辺で苦情を申し立てる家はない。
- ・ 苦情者宅は2階建ての一戸建てで、居間で聞こえるとのことである。
- ・ 問題となる音は連続的なうなり音で、不快感がある。
- ・ 音を感じる部屋、感じない部屋があり、窓の開閉によらず聞こえる。
- ・ 苦情発生時間帯は昼、夜、午前6時から午後10時までで、保護施設の開設後、7ヶ月前から発生した。
- ・ 苦情者によると空調室外機が発生源ではないかと思われる。

現場の確認

苦情者宅に出向き、再度聞き取りを行うとともに、発生源との位置関係・周辺の状況、苦情者宅の状況を確認した。また、調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

- 苦情者宅周辺状況の確認
 - ・ 苦情者宅の道を隔てた向かい側に保護施設があり、苦情者宅側に室外機が設置されている。(図3-17-1参照)
- 発生源の確認
 - ・ 発生源と推定される建物には、空調室外機・ボイラ・ポンプが設置されている。
 - ・ 施設、設備機器等は平成17年5月に設置された。
- 調査員の所感
 - ・ 音が聞こえる(感じる)が、不快感はない。
 - ・ 部屋の中の強く感じる場所はない。
 - ・ 苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容の対応がとれている。

測定

発生源近傍と苦情者宅の内外で低周波音と騒音の測定を行った。

○測定方法

- ・発生源側は発生源近傍で、苦情者側は苦情者宅屋外については1階・2階玄関前、苦情者宅屋内については1階玄関と2階居間で測定した（図3-17-1参照）。
- ・発生源側と苦情者側の対応関係の確認は実施したが、発生源側と苦情者側の同時測定は実施しなかった。

○測定結果

- ・測定結果を図3-17-2および図3-17-3に示す。
- ・発生源での測定時においても、室外機からのうなり音が確認された。

発生源の稼働状況と苦情との対応関係

発生源側と苦情者側の対応関係を確認した。

- ・発生源側と苦情者側で40Hz、50Hzが卓越しており、卓越周波数の対応が認められた。
- ・発生源が不明確であったので、苦情者の被害感の確認はできなかった。

評価

苦情者宅屋内の測定値と心身苦情参照値を比較した。

○参照値との比較

- ・1階玄関、2階居間における測定値は、心身苦情参照値未満であった。

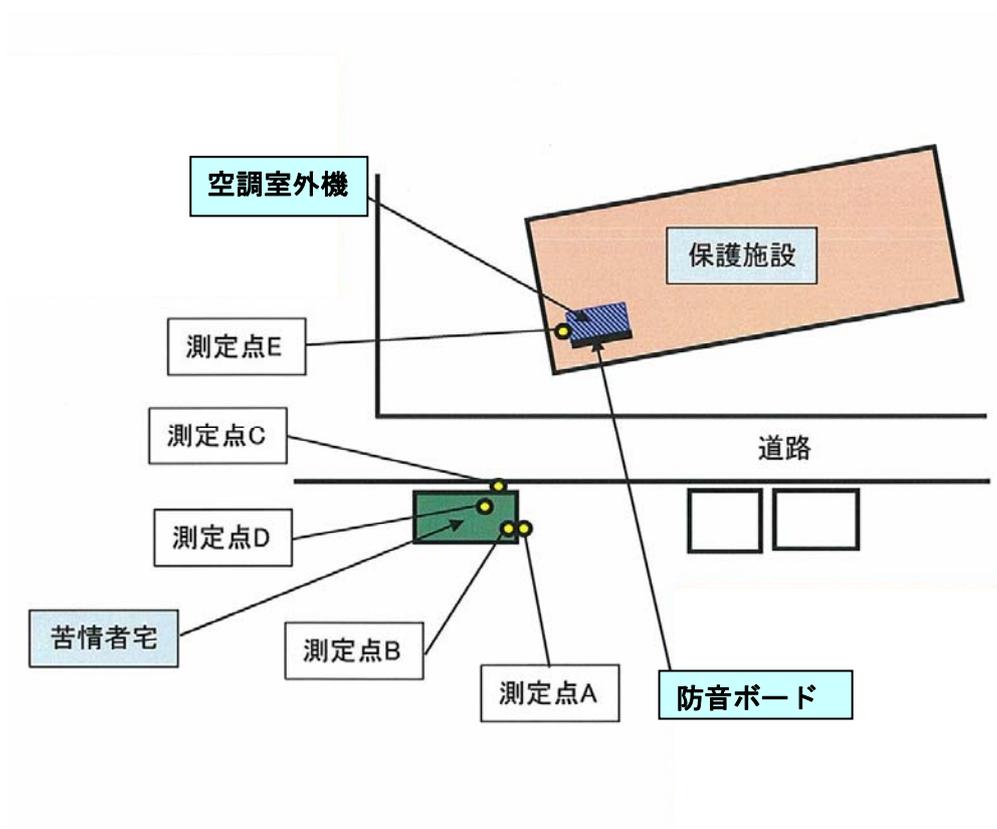
○結果の判定

- ・苦情者宅2階玄関前と発生源事業場の空調室外機の測定結果を比較すると、同じ周波数帯域が卓越していた。苦情者宅1階・2階室内における測定値は心身苦情に関する参照値を下回っていたが、現場確認時において、苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容の対応がとれていたことから、問題となっているのは低周波音ではなく、100Hz以上程度の騒音であると考えられた。

対策の検討

測定結果をもとに、対策方法を検討した。

- ・測定の結果、発生源事業場の空調室外機のうなり音が苦情の発生原因と考えられたため、「回転数の変更」「ケーシングの剛性変更」「防振ゴムの選定見直し」「防音壁の改善」等を行うよう申し入れた。



○測定箇所

- 測定点A：苦情者宅1階玄関前（屋外）
- 測定点B：苦情者宅1階玄関（屋内）
- 測定点C：苦情者宅2階玄関前（屋外）
- 測定点D：苦情者宅2階居間（屋内）
- 測定点E：発生源事業場空調室外機前

図 3-17-1 発生源側と苦情者宅の位置関係および測定点

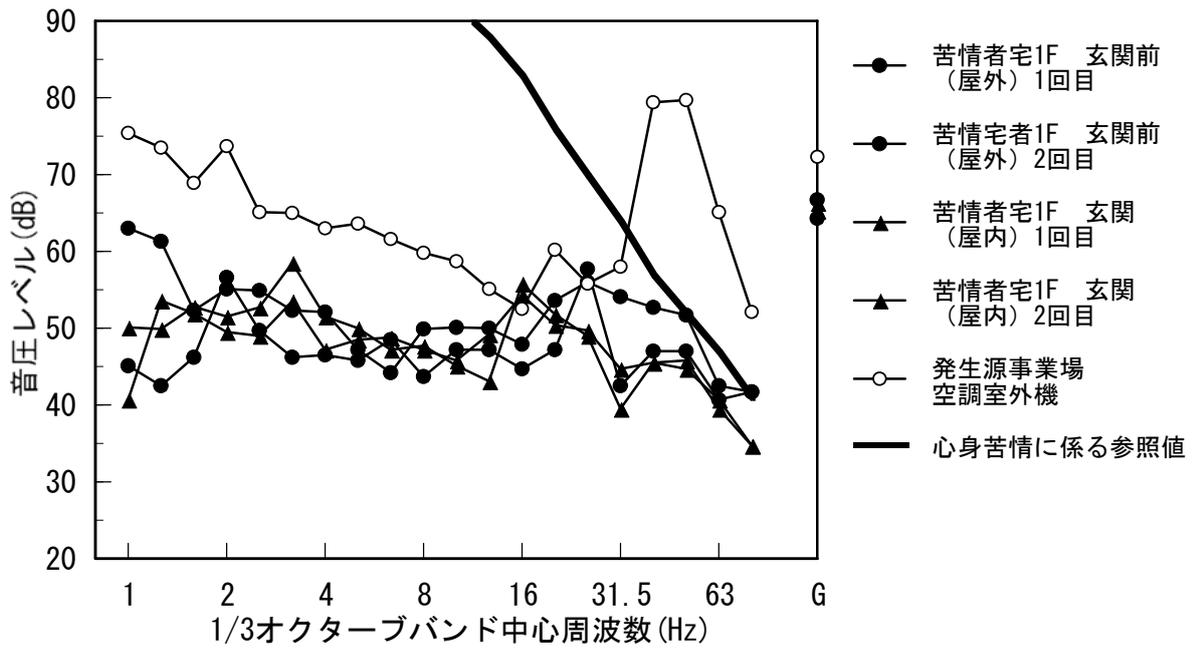


図 3-17-2 低周波音の周波数特性 (1 階)

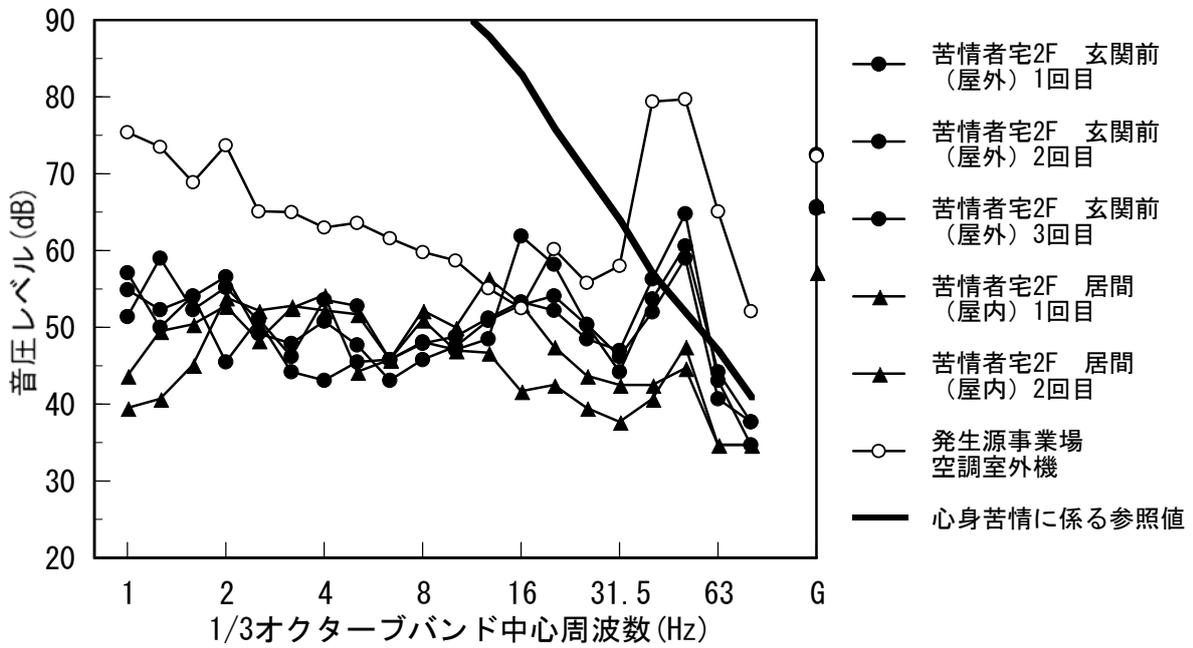


図 3-17-3 低周波音の周波数特性 (2 階)